

(2) 交通騒音・振動・交通量

◇道路交通騒音常時監視（面的評価）

杉並区内の幹線道路の自動車騒音の状況について調査を実施し、道路の沿道（道路端から 50m 幅の範囲）における環境基準を超える住居の戸数の把握を行った。

調査方法

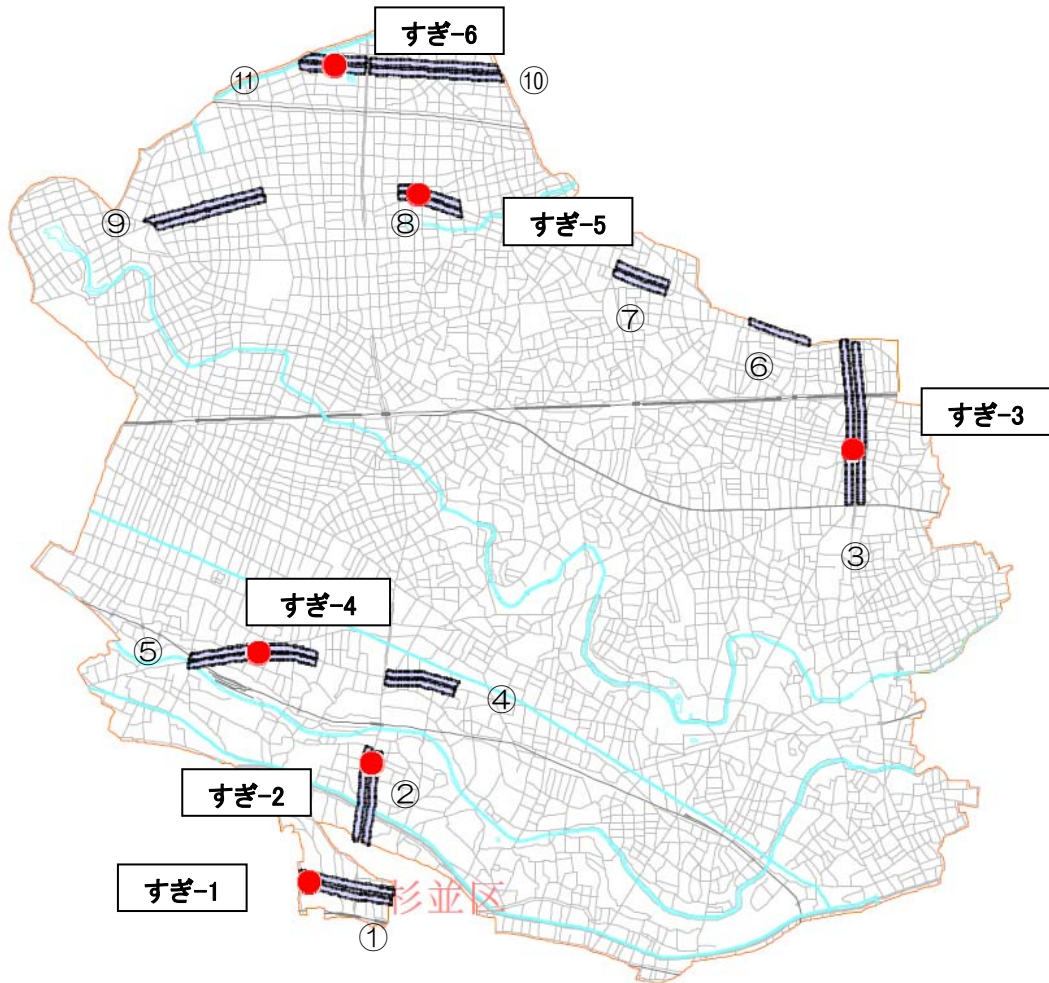
- ① 評価区間および基準点の設定
自動車騒音の影響が一定と考えられる区間に分割し、評価区間を設定した。そして評価区間を代表する地点を基準点として設定した。
- ② 基準点騒音の測定
24時間連続測定をおこなう。あわせて交通量の測定も行う。
- ③ 後背地騒音減衰状況の測定
基準点の後背地側に、10m毎の各地点での騒音を実測または推計して、減衰量を把握する。
- ④ 沿道状況把握調査
評価区間での基準点側道路敷地境界から 50m 迄、10m 毎の距離別に戸数調査を行う。
- ⑤ 面的評価
基準点での騒音レベルと当該地域に類型指定された環境基準との比較を行い、環境基準の達成戸数及び割合を把握する。

19年度の調査区間は 6 区間で、類型化により騒音が類似されていると判断された 5 区間を含めた 11 区間を評価対象区間とした。

<第 1-2-1 表> 調査区間及び評価区間

基準点	道路名	基準点場所	評価区間の始点	評価区間の終点	区間距離 (km)	評価区間番号	当てはめた類似評価区間番号
すぎ-1	甲州街道	上高井戸 1-21	上高井戸 1-9	上高井戸 1-30	0.6	①	
すぎ-2	環状八号線	高井戸東 2-13	上高井戸 2-1	高井戸西 1-5	0.7	②	
すぎ-3	環状七号線	高円寺南 4-1	梅里 1-22	高円寺北 2-39	1.3	③	
すぎ-4	人見街道	久我山 5-12	高井戸西 2-12	久我山 3-24	0.9	⑤	④
すぎ-5	早稲田通り	下井草 4-4	下井草 4-1	清水 3-28	0.4	⑧	⑥、⑦、⑨
すぎ-6	新青梅街道	井草 4-15	井草 1-36	井草 3-22	0.9	⑪	⑩

<第1-2-1図> 調査区間及び評価区間図



<第1-2-2表> 調査対象の評価区間全体の環境基準達成状況

昼夜別 区間数	昼間			夜間		
	達成戸数	全戸数	達成率(%)	達成戸数	全戸数	達成率(%)
11	8,436	9,890	85.3	7,017	9,890	71.0

評価対象範囲は道路境界から後方の50mまでの範囲。

<第1-2-3表> 各評価区間の状況

道路名	評価区 間 番号	車 線 数	基準レベル (dB)		残留騒音レベル (dB)		達成率 (%)		達成戸数		全戸数
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
甲州街道	①	4	77	76	48	46	71.0	47.2	1,003	667	1,412
環状八号線	②	4	71	72	51	47	67.9	60.3	573	509	844
環状七号線	③	6	72	71	49	45	67.2	60.8	1,576	1,424	2,344
人見街道	④	2	(69)	(67)	(41)	(39)	100.0	73.4	624	458	624
	⑤	2	69	67	41	39	100.0	71.7	1,119	802	1,119
早稲田通り	⑥	2	(66)	(63)	(41)	(39)	100.0	100.0	524	524	524
	⑦	2	(66)	(63)	(41)	(39)	100.0	100.0	790	790	790
	⑧	2	66	63	41	39	100.0	100.0	416	416	416
	⑨	2	(66)	(63)	(41)	(39)	100.0	100.0	584	584	584
新青梅街道	⑩	2	(69)	(67)	(46)	(41)	99.5	69.5	1,101	769	1,107
	⑪	2	69	67	46	41	100.0	58.7	126	74	126

昼間:6時~22時 夜間:22時~翌6時

<第1-2-4表> 各評価区間別の距離帯ごとの環境基準達成率

単位: %

評価区 間 番号	昼間達成率					夜間達成率				
	10m 帯	20m 帯	30m 帯	40m 帯	50m 帯	10m 帯	20m 帯	30m 帯	40m 帯	50m 帯
①	0.0	92.5	99.3	76.3	97.0	0.0	64.9	55.1	50.8	72.9
②	0.0	100.0	98.0	90.6	99.2	0.0	99.5	88.7	72.9	74.2
③	0.0	100.0	100.0	97.9	100.0	0.0	99.8	78.0	90.4	87.4
④	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	5.3	97.7	100.0	100.0	100.0
⑤	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.3	99.6	98.8	100.0	100.0
⑥	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑦	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑧	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑨	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
⑩	100.0	98.4	99.4	100.0	100.0	11.1	99.7	85.9	99.3	100.0
⑪	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【評価結果】

評価対象区間全体の環境基準達成状況を第 1-2-2 表に、各評価区間の状況及び距離帯ごとの環境基準達成状況を第 1-2-3 表及び第 1-2-4 表に示す。

評価区間全体の環境基準達成状況は、昼間で 85%、夜間で 71%であった。

道路別には、早稲田通り（通し番号：⑥～⑨）は昼間・夜間ともに 100%環境基準を達成している。人見街道（④、⑤）は昼間が 100%、夜間が 72～73%、新青梅街道（⑩、⑪）は昼間が概ね 100%、夜間が 59～70%、甲州街道（①）及び環状八号線（②）、環状七号線（③）は昼間が 67～71%、夜間が 47～61%であった。

距離帯別で見ると、10m 帯は達成率が低く、背後（20m 帯～50m 帯）では達成率が高くなる傾向を示した。

◇道路交通騒音・振動

<第1-2-5表> 主な幹線道路における騒音の環境基準・要請限度の達成状況

	測定地点住所	時間区分	
		昼間	夜間
環状七号線	高円寺北 2-1	△	×
	和田 2-7	△	×
	和泉 1-21	△	△
環状八号線	桃井 1-39	△	×
	荻窪 5-10	△	×
	高井戸西 1-5	△	×
甲州街道・首都高速 4 号線	下高井戸 3-3	△	△
放射 5 号線・首都高速 4 号線	高井戸東 2-3	○	△
放射 5 号線・中央自動車道	上高井戸 2-16	○	○

注：○印は環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、△印は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、×印は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-6表> 青梅街道道路交通騒音常時測定結果 [区役所前測定室]

(単位：デシベル)

年 月	19 /	4	5	6	7	8	9	10	11	12	20 /	1	2	3	環境基準	要請限度
昼間 (6~22時)		69	68	68	68	67	68	68	68	69	70	70	70	70	70	75
夜間 (22~6時)		68	67	67	67	66	67	67	67	68	69	69	70	70	65	70

※1 沿道のマイク高さ地上 4.5m

※2 測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-7表> 中央自動車道・放射 5 号線道路交通騒音常時測定結果 [富士見丘測定室]

(単位：デシベル)

年 月	19 /	4	5	6	7	8	9	10	11	12	20 /	1	2	3	環境基準	要請限度
昼間 (6~22時)	沿道	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	66	67	70	75
	屋上	63	62	62	62	62	62	63	63	63	64	64	65			
夜間 (22~6時)	沿道	65	64	64	64	64	64	64	65	65	64	65	65	65	70	
	屋上	63	61	61	62	61	62	62	63	63	63	63	63			

※1 沿道のマイクの高さ地上 4.5m

※2 屋上のマイクの高さ地上 14.5m

※3 測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-8表> 道路交通騒音測定結果

(単位：デシベル)

道路名	測定地点住所	測定年月日	区域種 ・ 車線数	測定場 所	測定値	
					昼間(6～22)	夜間(22～6)
環状七号線	高円寺北 2-1	H19.12.4～12.7	c・6	沿道	72 (70・75)	71 (65・70)
	和田 2-7	H19.5.22～5.25	c・6	沿道	74 (70・75)	74 (65・70)
	和泉 1-21	H19.5.29～6.1	c・6	沿道	71 (70・75)	70 (65・70)
環状八号線	桃井 1-39	H19.7.2～7.5	b・4	沿道	75 (70・75)	73 (65・70)
	荻窪 5-10	H19.6.12～6.15	c・4	沿道	72 (70・75)	71 (65・70)
	高井戸西 1-5	H19.7.9～7.12	b・4	沿道	73 (70・75)	75 (65・70)
甲州街道 首都高速4号線	下高井戸 3-3	H19.9.11～9.14	c・8/4	沿道	71 (70・75)	70 (65・70)
		H19.9.11～9.14		屋上 (4F)	74 (70・75)	74 (65・70)
放射5号線 首都高速4号線	高井戸東 2-3	H19.9.25～9.28	b・6/4	沿道	70 (70・75)	69 (65・70)
放射5号線 中央自動車道	上高井戸 2-16	H19.9.18～9.21	b・2/5	沿道	66 (70・75)	65 (65・70)
青梅街道	高円寺南 2-11	H19.10.2～10.5	c・4	沿道	70 (70・75)	68 (65・70)
	成田東 5-34	H19.10.23～10.26	c・4	沿道	70 (70・75)	69 (65・70)
	桃井 4-2	H19.10.30～11.2	c・4	沿道	72 (70・75)	71 (65・70)
井の頭通り	高井戸東 4-3	H19.10.9～10.12	b・4	沿道	74 (70・75)	73 (65・70)
	松庵 2-10	H19.11.6～11.9	b・4	沿道	73 (70・75)	72 (65・70)
五日市街道	成田東 3-7	H19.10.16～10.19	b・2	沿道	68 (70・75)	65 (65・70)
	宮前 1-18	H19.11.19～11.22	c・2	沿道	69 (70・75)	70 (65・70)
早稲田通り	阿佐谷北 5-45	H20.1.22～1.25	c・2	沿道	69 (70・75)	67 (65・70)
	上井草 3-6	H19.11.27～11.30	a・2	沿道	66 (70・75)	63 (65・70)
方南通り	堀ノ内 1-9	H20.1.29～2.1	b・4	沿道	67 (70・75)	65 (65・70)
中杉通り	阿佐谷北 1-31	H19.11.13～11.16	c・2	沿道	67 (70・75)	66 (65・70)
区・神明通り	宮前 3-27	H19.6.19～6.22	a・1	沿道	67 (55・65)	63 (45・55)
区・2103号線	西荻北 2-32	H19.12.11～12.14	a・2	沿道	68 (60・70)	61 (55・65)
区・2133号線	高井戸西 1-17	H19.6.5～6.8	a・2	沿道	67 (60・70)	63 (55・65)

注：測定値の後の（ ）内は、環境基準値、要請限度値を示す。

区域種の a は、第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、
 b は、第1種、第2種住居地域、準住居地域、c は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域を表わす。
 測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、 は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-9表> 道路交通振動測定結果

(単位：デシベル)

道路名	測定地点住所	測定年月日	区域種	車線数	測定場所	測定値	
						昼間(8～19)*1	夜間(19～8)*1
環状七号線	高円寺北 2-1	H19.12.4～12.7	2・6		沿道	50 (70)	49 (65)
	和田 2-7	H19.5.22～5.25	2・6		沿道	56 (70)	56 (65)
	和泉 1-21	H19.5.29～6.1	2・6		沿道	52 (70)	52 (65)
環状八号線	桃井 1-39	H19.7.2～7.5	1・4		沿道	56 (65)	56 (60)
	荻窪 5-10	H19.6.12～6.15	2・4		沿道	49 (70)	51 (65)
	高井戸西 1-5	H19.7.9～7.12	1・4		沿道	53 (65)	55 (60)
甲州街道 首都高速4号線	下高井戸 3-3	H19.9.11～9.14	2・8/4		沿道	48 (70)	47 (65)
放射5号線 首都高速4号線	高井戸東 2-3	H19.9.25～9.28	1・6/4		沿道	48 (65)	47 (60)
放射5号線 中央自動車道	上高井戸 2-16	H19.9.18～9.21	1・2/5		沿道	48 (65)	48 (60)
青梅街道	高円寺南 2-11	H19.10.2～10.5	2・4		沿道	42 (70)	39 (65)
	成田東 5-34	H19.10.23～10.26	2・4		沿道	34 (70)	31 (65)
	桃井 4-2	H19.10.30～11.2	2・4		沿道	43 (70)	40 (65)
井の頭通り	高井戸東 4-3	H19.10.9～10.12	1・4		沿道	48 (65)	45 (60)
	松庵 2-10	H19.11.6～11.9	1・4		沿道	42 (65)	40 (60)
五日市街道	成田東 3-7	H19.10.16～10.19	1・2		沿道	47 (65)	43 (60)
	宮前 1-18	H19.11.19～11.22	2・2		沿道	48 (70)	47 (65)
早稲田通り	阿佐谷北 5-45	H20.1.22～1.25	2・2		沿道	44 (70)	41 (65)
	上井草 3-6	H19.11.27～11.30	1・2		沿道	46 (65)	41 (60)
方南通り	堀ノ内 1-9	H20.1.29～2.1	1・4		沿道	42 (65)	38 (60)
中杉通り	阿佐谷北 1-31	H19.11.13～11.16	2・2		沿道	42 (70)	37 (65)
区・神明通り	宮前 3-27	H19.6.19～6.22	1・1		沿道	47 (65)	39 (60)
区・2103号線	西荻北 2-32	H19.12.11～12.14	1・2		沿道	45 (65)	36 (60)
区・2133号線	高井戸西 1-17	H19.6.5～6.8	1・2		沿道	47 (65)	42 (60)

注：測定値の後の（ ）内は、要請限度値を示す。

区域種の1は、第1種、第2種低層住居専用地域、第1種、第2種中高層住居専用地域、第1種、第2種住居地域、準住居地域、2は、近隣商業地域、商業地域、準工業地域を表わす。

*1 区域種2については、昼間は8時から20時、夜間は20時から8時。

<第1-2-10表> 環状七号線年度別測定結果（騒音・振動）

測定地点 和泉1-21

騒音 (単位：デシベル)											振動 (単位：デシベル)												
時間の区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	時間の区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	昼間 (6～22時)			74	73	77	76	78	75	74	75		71	昼間 (8～20時)		51	52	52	51	52	52	51	51
夜間 (22～6時)			73	73	76	76	77	75	74	74	70	夜間 (20～8時)		50	51	52	51	52	52	51	51	52	52

注：騒音の年度別測定結果は、平成11年度から評価手法等の変更がありましたので、11年度からの測定値。

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、■は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、■は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

<第1-2-11表> 環状八号線年度別測定結果（騒音・振動）

測定地点 高井戸西1-5

騒音 (単位：デシベル)											振動 (単位：デシベル)												
時間の区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	時間の区分	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	昼間 (6～22時)			73	72	74	74	75	74	74	73		73	昼間 (8～20時)		52	51	50	50	50	52	51	52
夜間 (22～6時)			73	73	75	75	76	75	76	74	75	夜間 (20～8時)		52	53	53	51	52	56	52	54	55	55

注：騒音の年度別測定結果は、平成11年度から評価手法等の変更がありましたので、11年度からの測定値。

測定値について、無印が環境基準及び要請限度を超えなかった時間区分を表し、■は環境基準を超えたが、要請限度を超えなかった時間区分を表し、■は環境基準及び要請限度を超えた時間区分を表す。

○ 騒音の単位は

騒音を表わす単位は「デシベル(db)」を使います。

人間の耳に感じる音の大きさは、周波数の高低により異なった強さに聞こえる性質があります。このため、人間の耳の周波数による強さの違いを補正したものが周波数補正特性といい「A 特性」「C 特性」「F(平たん)特性」などがあります。

道路交通騒音は「A 特性」の補正がしてある騒音計を用いて測定し、以前は「デシベル(A)」で表わしましたが、現在では(A)を省略して「デシベル」で表わします。

○ 振動の単位は

振動の大きさは、その振幅、速度及び加速度によって表わされ、また水平方向と鉛直方向の振動に分けられます。そして騒音同様、人体の感じ方は複雑なので、人体に合うよう補正した振動計を用いて振動を測定し、その単位は「デシベル(db)」で表わします。道路交通振動は、鉛直方向のみの振動で測定します。

<第1-2-12表> 音のめやす

(単位：デシベル)

騒音レベル	めやす
130	(最大可聴音)
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛(前方2m)
100	電車の通過するときのガード下
90	大声による独唱、騒々しい工場
80	地下鉄の車内
70	電話のベル、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜、図書館
30	郊外の深夜、ささやき声
20	木の葉のふれ合う音

<第1-2-13表> 振動のめやす

(単位：デシベル)

振動レベル	めやす
55未満	人体に感じないで地震計に記録される程度
55~65	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度
65~75	大勢の人に感ずる程度のもので、戸障子がわずかに動くのがわかる程度
75~85	家屋が揺れ、戸障子がガタガタと鳴動し、電灯が揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度
85~95	家屋の動揺がはげしく、すわりの悪い花びんなどは倒れ、器内の水があふれ、歩いている人にも感じられ、多くの人が戸外にとび出す程度
95~105	壁が割れ、墓石・石灯籠が倒れ、煙突・石垣が破損したりする程度
105~110	家屋の倒壊は30%以下で、山崩れ、地割れが生じ、多くの人々は立っていることができない程度
110超	家屋の倒壊が30%以上に及び、山崩れ、地割れ、断層などが生じる

○ 環境基準とは

環境基本法第 16 条に基づき、騒音について第 1-2-14 表の環境基準が定められています。この環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされています。振動については、環境基準は定められていません。

<第 1-2-14 表> 騒音に係る環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第 64 号)

(単位：デシベル)

類地域	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
A	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	一般地域	55 以下	45 以下
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	一般地域	55 以下	45 以下
	準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域 商業地域	一般地域	60 以下	50 以下
	準工業地域 工業地域	車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6~22時)	夜間 (22~6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考 1 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考 2 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

備考 3 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間にあつては 40 デシベル以下）によることができる。

○ 要請限度とは

騒音と振動それぞれについて要請限度が定められており、騒音は騒音規制法第 17 条第 1 項（第 1-2-15 表）、振動は振動規制法第 16 条（第 1-2-16 表）に基づいています。

区長は、指定地域内における自動車騒音・道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による交通規制、最高速度の制限、徐行すべき場所の指定などの措置を執るよう要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。振動については東京都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を、道路管理者又は関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

<第 1-2-15 表> 自動車騒音に係る要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（H12.3.2 総理府令第 15 号）

（単位：デシベル）

区 域 の 区 分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65	55
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70	65
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75	70
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65	55
	第 2 種住居地域	2 車線以上	75	70
	準住居地域 用途地域の定めのない地域			
c 区域	近隣商業地域	1 車線	75	70
	商業地域	2 車線以上		
	準工業地域	近接区域		
	工業地域			

備考 1 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

備考 2 近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域は、車線の区分に応じた道路端からの距離が、2 車線以下の車線を有する道路は 15 メートル、2 車線を超える車線を有する道路は 20 メートルの範囲とする。

<第1-2-16表> 道路交通振動に係る要請限度

振動規制法第16条及び同施行規則第12条(別表第2)

(単位：デシベル)

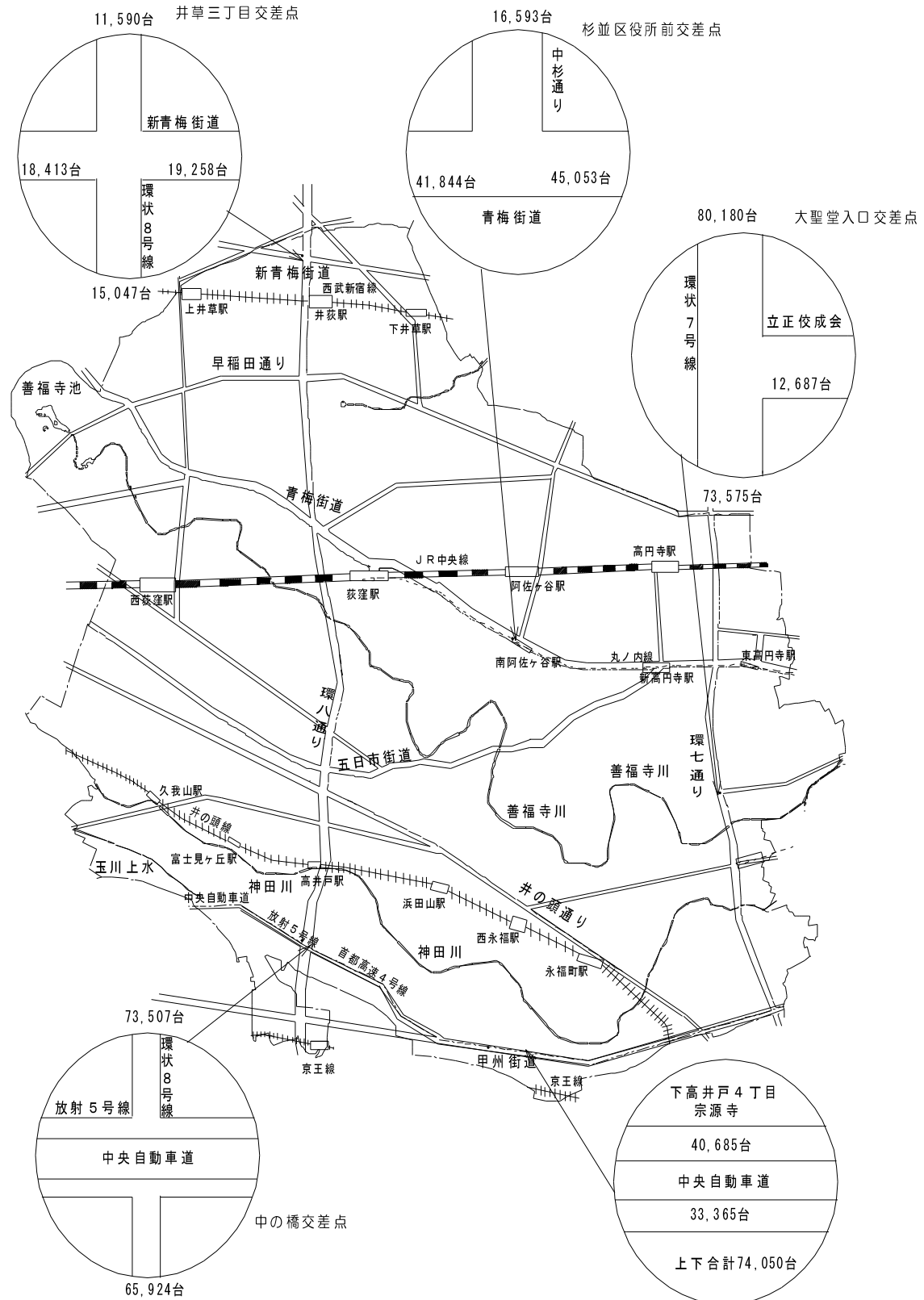
区域の区分		時間の区分				
		8時	昼間	19時	夜間	8時
第1種 区 域	当てはめ地域					
	第1種低層住居専用地域					
	第2種低層住居専用地域					
	第1種中高層住居専用地域		65		60	
	第2種中高層住居専用地域					
	第1種住居地域					
	第2種住居地域					
準住居地域						
	用途地域の定めのない地域			20時		
第2種 区 域	近隣商業地域					
	商業地域		70		65	
	準工業地域					
	工業地域					
第2種地域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。						

◇交通量調査（隔年調査）

調査日時：平成19年10月24日(水)午前10時から25日(木)午前10時

図に示した台数は大型車と普通車(大型車及び二輪車を除く自動車)の合計

<第1-2-2図> 交通量調査地点と24時間交通量



<第1-2-3図> 時間帯別自動車交通量

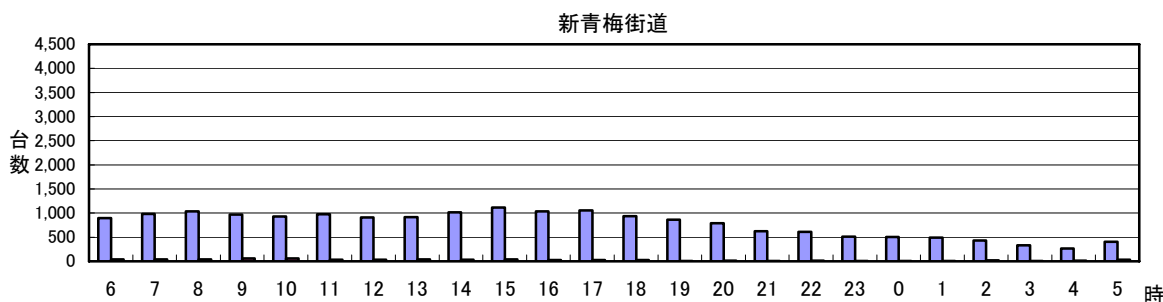
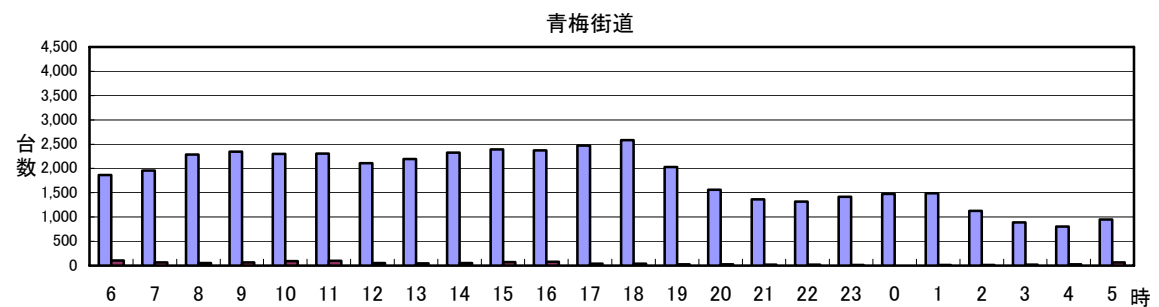
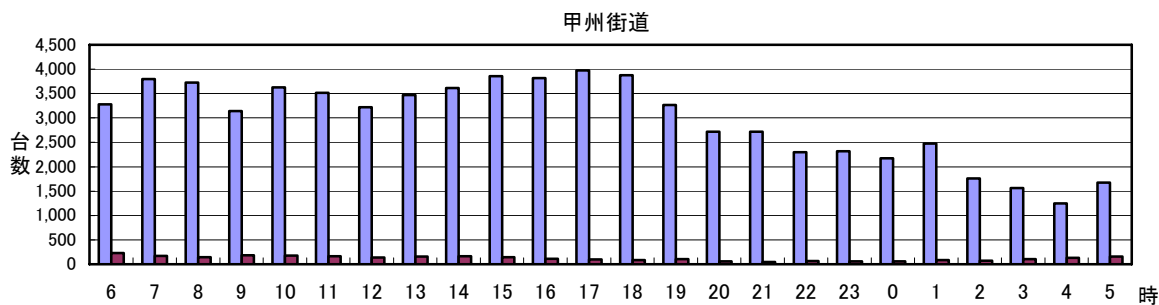
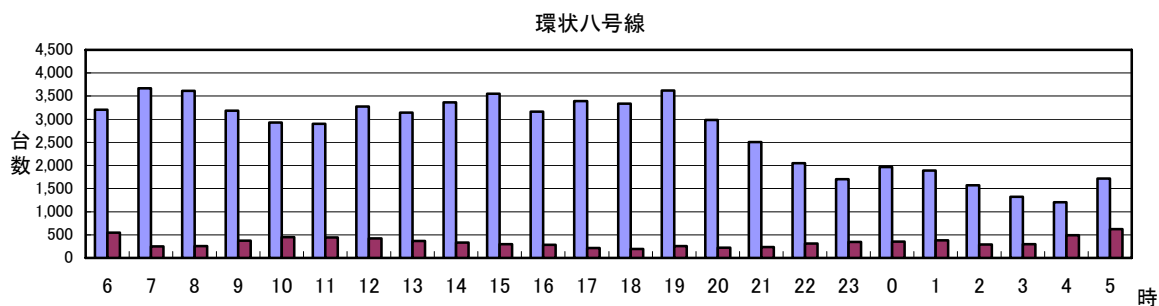
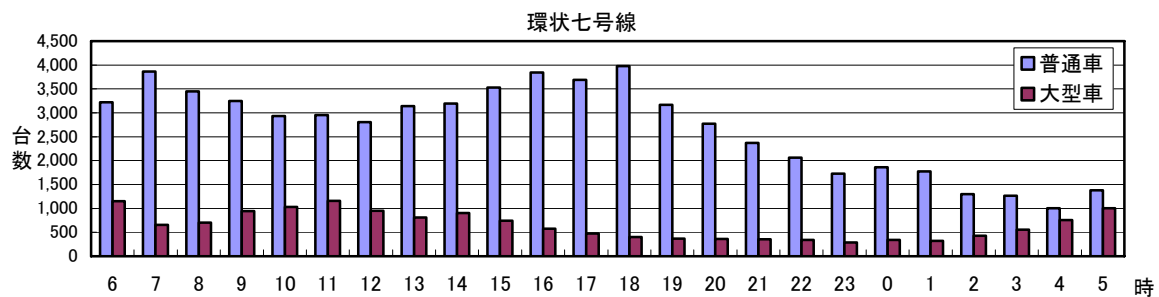
計測地点：環状七号線・大聖堂入口交差点北側

環状八号線・中の橋交差点北側

甲州街道・宗源寺前付近

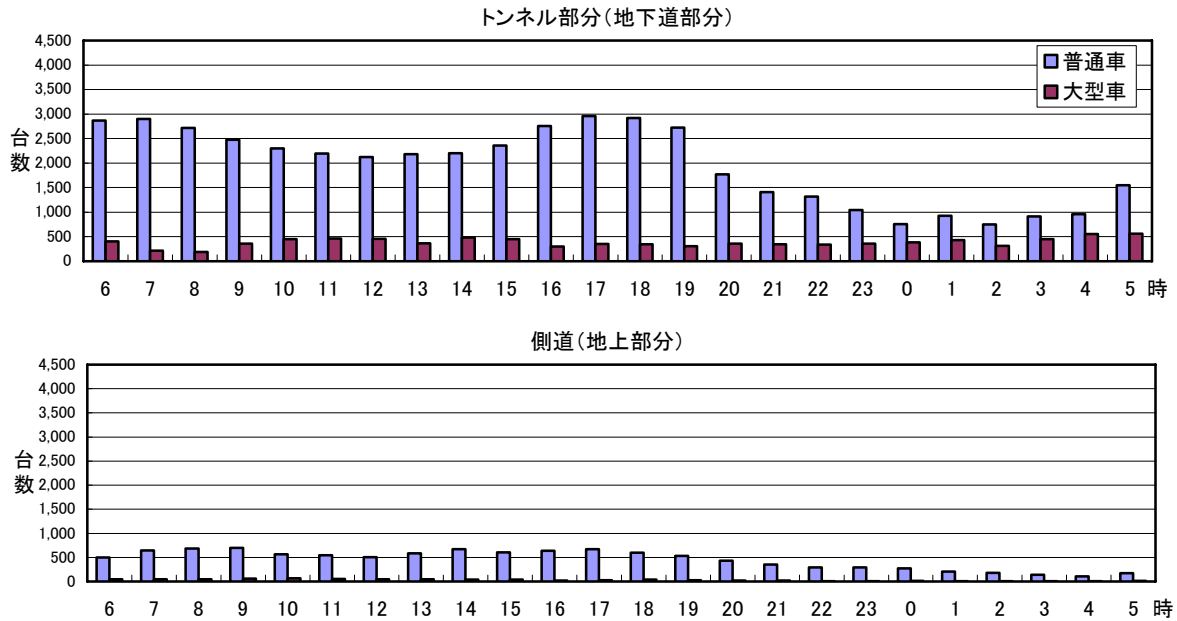
青梅街道・杉並区役所前交差点東側

新青梅街道・井草三丁目交差点北側



<第1-2-4図> 環状八号線井萩トンネル・側道の自動車交通量

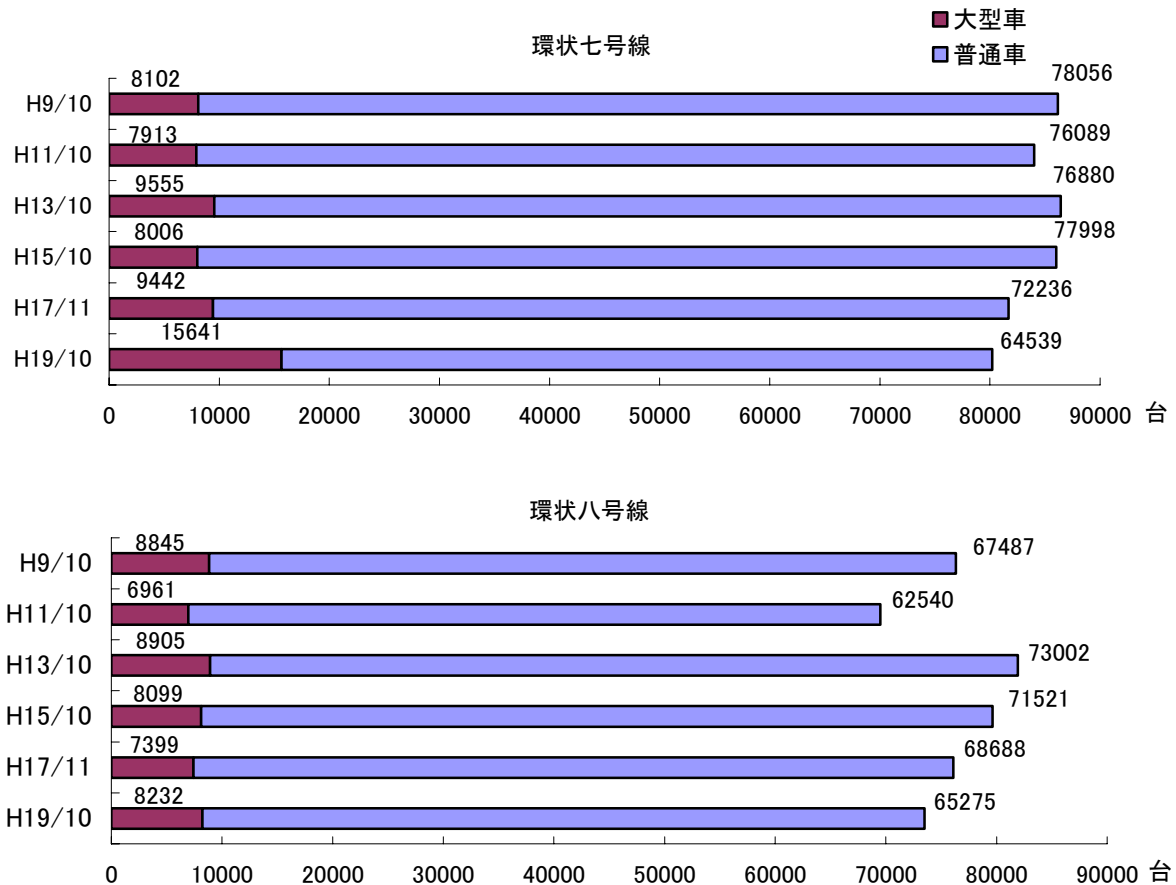
計測地点：環状八号線・井草三丁目交差点北側



<第1-2-5図> 環状七号線・環状八号線自動車交通量経年変化

計測地点：環状七号線・大聖堂入口交差点北側

環状八号線・中の橋交差点北側



◇鉄道の騒音と振動

〈第 1 - 2 - 17 表〉 鉄道騒音・振動定点測定結果（パワー平均）

（単位：デシベル）

線路名	測定場所	軌道構造	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
			10/20*									
			騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動	騒音	振動
西武新宿線	上井草二丁目	平面	89	69	90	70	89	69	88	70	88	62
	西荻北三丁目	高架	75	60	72	58	71	60	72	55	64	61
中央線	上荻二丁目	平面	82	64	82	65	81	65	79	64	76	71
総武線	天沼二丁目※注 1	平面	81	67	81	67	79	57	80	63	77	63
地下鉄東西線	高円寺北四丁目	高架	78	56	77	57	74	55	74	58	84	54
	高円寺北一丁目	高架	76	56	76	55	74	56	75	56	70	55
井の頭線	浜田山三丁目	平面	87	66	87	67	85	65	85	65	87	53
京王線	上高井戸一丁目	高架	76	62	73	62	77	60	73	60	73	57

*：測定方法

※注 1：測定地点の変更（阿佐谷南三丁目→天沼二丁目）

直近の軌道中心から直角方向 6.25m 地点を測定点と定め、マイクロホンの高さは地上 1.2m とし、通過する電車の上り、下り合わせて連続する 20 本の騒音及び振動のピークレベルを読み取り、上位 10 本について平均したものを [10/20] で示します。

騒音については、パワー平均で算出しました（パワー平均とは、db 値をエネルギーに換算して平均をとり、その値を再び db 値に換算したものです）。

推定等価騒音レベル（単位：デシベル）

	昼間	夜間	測定場所
西武新宿線	71	67	上井草二丁目
井の頭線	65	59	浜田山三丁目

環境庁の「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき、等価騒音レベルの推定値を測定結果より算出しました。（指針値昼間 60 デシベル夜間 55 デシベル）

注 等価騒音レベル：全列車の騒音のエネルギー値を昼間 54,000 秒（朝 7 時から夜 22 時）夜間 32,400 秒（夜 22 時から翌日朝 7 時）で割り、平均のエネルギー値を求め、「騒音レベルに戻したもの。

マイクロホンを線路から 12.5m、地上 1.2m の地点に置いて 3 時間測定し、1 列車ごとの騒音のエネルギー値を類型別に算出し、測定結果と列車本数により推定値を求めた。